

# 伐採許可及び届出の一覧

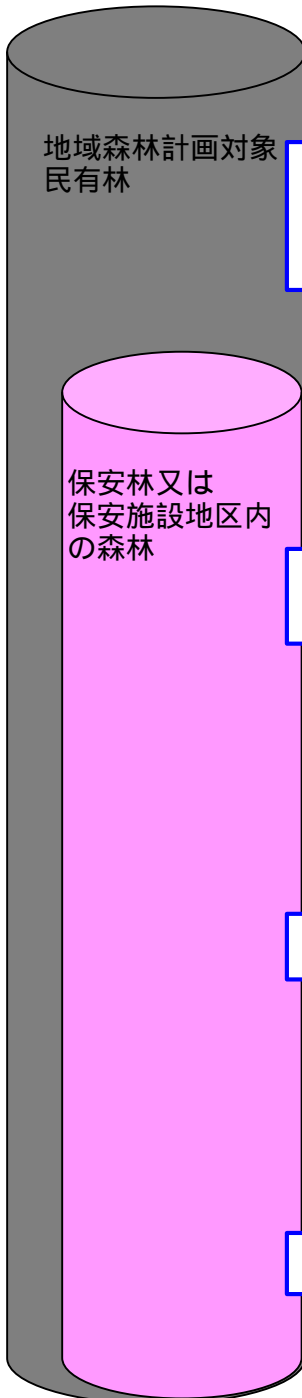
(転用目的の伐採、緊急伐採を除く)

伐採の対象となる森林

伐採の種類

必要な届出等の内容

その他適用



皆伐  
択伐  
間伐

伐採及び伐採後の造林の届出書	
提出先	市 (林務水産課又は支所産業振興課)
提出期限	伐採開始の90日前から30日前まで
主な用件	市森林整備計画に適合していること。

森林施業計画対象森林である場合は、左記の「伐採及び伐採後の造林の届出」をする必要なく、別に「森林施業計画に係る伐採等の届出」を、伐採後30日以内に提出する必要があります。

皆伐  
択伐  
(天然林)

保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書	
提出先	県 (長崎県県央振興局森林土木課)
提出期限	皆伐の場合は皆伐許容面積公表から30日以内 択伐(天然林)の場合は伐採開始の30日前まで
主な用件	公表された皆伐許容面積以内、指定施業要件を満たすこと。

保安林 (保安施設地区内の森林)かつ森林施業計画対象森林である場合は、左記の届出等のほかに別途、「森林施行計画に係る伐採等の届出」を、伐採後30日以内にする必要があります。

択伐  
(人工林)

保安林(保安施設地区)内択伐届出書	
提出先	県 (長崎県県央振興局森林土木課)
提出期限	伐採開始の90日前から30日前まで
主な用件	指定施業要件を満たすこと。

間伐

保安林(保安施設地区)内間伐届出書	
提出先	市 (林務水産課又は支所産業振興課)
提出期限	伐採開始の90日前から20日前まで
主な用件	指定施業要件を満たすこと。

注) 上記の内容は、一般的な手続きについて概略記載してありますので、詳しくは市林務水産課又は長崎県県央振興局森林土木課(0957-22-0201)にてご確認ください。